

第4号議案

関西広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例制定の件

関西広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月5日提出

関西広域連合長 仁 坂 吉 伸

関西広域連合条例第 号

関西広域連合事務局設置条例の一部を改正する条例

関西広域連合事務局設置条例（平成22年関西広域連合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 規約第4条第1項第3号及び第4号に掲げる事務のうち、令和7年に開催される国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）におけるパビリオン（国際博覧会において設けられる展示館をいう。以下同じ。）の設置及び運営に関する事務

第2条第3号中「第3号」の次に「(大阪・関西万博におけるパビリオンの設置及び運営に関する事務を除く。)」を加え、同条第4号中「第4号」の次に「(大阪・関西万博におけるパビリオンの設置及び運営に関する事務を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

